

中小企業振興資金融資制度要領【個別要領】

1 一般事業資金

1 目的

この資金は、事業の維持発展を図るため安定した事業資金を必要とする企業に対し、金融の円滑化を図ることを目的とする。

2 資金種別

この資金は、長期融資、短期融資及び小口零細企業特別融資により取り扱う。

3 融資対象

融資対象は、共通要領第2条及び第4条第1項各号に定めるもののほか、次のとおりとする。なお、事業実績が1年を経過していない企業であっても、引き続き市内でその事業を営むことが明らかな場合は、融資対象とする。

小口零細企業特別融資	中小企業信用保険法第2条第3項各号に規定する小規模企業者で、信用保証協会の「小口零細企業保証」(全国小口)を利用するもの
------------	--------------------------------------------------------------

4 資金使途

(1) 資金使途は、運転資金及び設備資金(短期融資は運転資金のみ)とし、次の目的を有するものとする。

長期融資	ア 企業の維持、発展に必要な資金
	イ 短期債務を長期債務に移行させ財務構成の是正を図るための長期運転資金
	ウ その他商工業の振興に必要と認める資金
短期融資	ア 企業の維持、発展に必要な資金
	イ その他商工業の振興に必要と認める資金
小口零細企業特別融資	小規模企業者の経営の安定と健全な発展を図るための資金

(2) 設備資金については、原則として、融資申込の時点で工事等施工前のものに限る。

5 貸付条件

貸付条件は、次のとおりとする。

条件項目	長期融資	短期融資	小口零細企業特別融資
貸付限度額	長期融資、短期融資及び小口零細企業特別融資を合わせて8,000万円 ※(運)・(設)合わせる。 ※短期融資は運転資金に限る。		小口零細企業特別融資 (運)・(設)合わせて2,000万円 (既存の北海道信用保証協会の信用保証付き融資残高との合計で2,000万円まで)
貸付期間	[運転資金] 7年以内 [設備資金] 10年以内	1年以内 (応当日まで)	[運転資金] 7年以内 [設備資金] 10年以内
据置期間	1年以内		1年以内
貸付金利	5年以内 年1.9% 10年以内 年2.2%	年1.8%	5年以内 年1.6% 10年以内 年1.9%
	年1.9% (貸付期間5年を超えるものに限る。)	—	年1.6% (貸付期間5年を超えるものに限る。)
担保	融資申込者が取扱金融機関と協議し決定する。		信用保証協会の定めによる。
連帯保証人	必要により信用保証協会の保証付きとできる。		
信用保証	信用保証協会の保証付きとする。		

※貸付金の単位は「万円」とし、償還元金の単位は「千円」とする。

※短期融資を除き、1年を超えた長期資金として取り扱うこととし、返済方法は、「元金均等月割返済」とする。また、端数調整を行う場合は、最終返済において行うこととする。

※貸付利率は、旭川市中小企業振興資金融資制度の取扱いに係る運用基準に基づき改定することがある。

※貸付利率は、短期融資を除き固定金利と変動金利を選択できるものとする。

(貸付期間中に金利種別の変更(固定から変動又は変動から固定)はできない。)

※変動金利における貸付実行後の利率は、市場金利の変動に合わせて、各取扱金融機関の定めにより変動する。

※(運): 運転資金, (設): 設備資金

6 申込手続

- (1) この資金の申込みに当たっては、借換え等特に定めるものを除き、融資あっせんの申込みを省略し、旭川市中小企業振興資金融資申込書（共通様式第1号）に必要な資料を添えて直接取扱金融機関に申し込むことができるものとする。
- (2) 前号の融資申込書に添付する資料は、次のとおりとする。

履歴事項全部証明書 の写し (法人の場合)	決算書・確定申告書 の写し	見積書等の写し	設備等の図面及び カタログの写し	許可認可を要する 業種の場合 (許可認可の写し)	所在地の見取図	その他必要な書類（必要に応じて他の資料を求める場合あり）
○ (3か月以内のもの)	○ (1期分)	運転 設備	○	○	○	・個別様式第1号 ※借換えをする場合は、当該借換えの対象となる既往借入明細書の写し

7 信用保証依頼

小口零細企業特別融資の申込みを受けた取扱金融機関は、資格対象要件を確認の上、信用保証協会旭川支店へ信用保証依頼をするものとする。

8 信用保証料の補助

市は、この資金を信用保証協会の保証付きで借受けした者に対し、別に定める旭川市中小企業振興資金信用保証料補助金交付要領に基づき、予算の範囲内で信用保証料を補助することができる。

9 貸付け及び関係書類の保管

- (1) あっせん機関は、融資あっせん申込みを受けたときは、対象要件等を審査し、適当と認めたものについて取扱金融機関へ融資あっせんを行い、取扱金融機関は審査した上で適当と認めた場合は、速やかに貸付けを実行するものとする。
- (2) 信用保証協会が保証した者については、取扱金融機関は原則として貸付けするものとする。
- (3) 取扱金融機関は、この資金で貸付けしたものについて、関係書類に次のとおり表示をして、返済が完了するまで適切に保管するものとする。

長期融資	「市一般（長期）」
短期融資	「市一般（短期）」
小口零細企業特別融資	「市一般（小口零細）」

10 一般事業資金の借換え

- (1) 借り換える既往借入残高に本融資の貸付限度額の範囲内で新たな事業資金を加えることができるものとする。
- (2) 借り換える既往借入残高に市制度融資が含まれていない場合は本融資の対象としない。

11 その他

前各項のほか、この資金の取扱いに係る細則については、別掲の旭川市中小企業振興資金融資制度運用指針（個別事項）に定めるものとする。

中小企業振興資金融資制度運用指針【個別事項】

一般事業資金

1 融資の申込みについて

個別要領「10一般事業資金の借換え」により、既往借入残高の借換えを申し込むものについては、融資あっせん申込みを省略できないものとし、旭川市中小企業振興資金融資あっせん申込書（共通様式第2号）に必要な資料を添えて、あっせん機関に申し込むものとする。

2 資格要件の確認について

取扱金融機関は、融資あっせん申込みの省略により、直接、借入れを希望する者から融資申込みを受けた場合は、その融資に当たり、資格要件（所在地、業種、資金用途等）が備わっていることを確認の上、実行すること。